市役所の代表電話番号は

市税等の納付は便利な《口座振替》で！

市では、市税・国民健康保険税・介護保険料の納付に口座振替をお勧めしております。

各金融機関並びに郵便局があなたのご指定の預金口座から各納期限に自動的に振替えるもので、納期ごとに納めに行く手間がはぶけ、納め忘れもなく大変便利です。

▼手続きは簡単です

次のいずれかの方法で手続きできます。

1 市税等の納税(付)通知書に同封の口座振替依頼書(はがき)に必要事項を記入し、ポストへ投函する申し込み方法。

2 納税通知書と預金通帳、預金通帳の登録印鑑をお持ちになり、取扱金融機関等で直接申し込む方法。

なお、口座振替依頼書は、市内の取扱金融機関等に備えつけてありますが、市外の取扱金融機関等をご希望の方は、ご連絡いただければ郵送します。

▼申込み期日

手続き**1**の場合、各納期限の1か月半前までに。手続き**2**の場合、各納期限の1か月前（ただし郵便局は1か月半前）までに。

取扱金融機関等

埼玉りそな銀行、中央三井信託銀行、東京都民銀行、東京三菱銀行、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、UFJ銀行、りそな銀行、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩中央信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、郵便局

問合せ 収納課収納係

《納期内納税にご協力を》

今月は、市・都民税(第3期)、国民健康保険税(第3期)、介護保険料(第3期)の納期です。

▷口座振替を利用されている方へ◁

指定の預金口座から11月1日に自動的に振替させていただきますので、残高不足にならないよう注意してください。

《納め忘れはありませんか》

次のとおり納期限は過ぎています。

◎市・都民税第1期(6月30日)・第2期(8月31日)◎固定資産税・都市計画税第1期（5月31日)・第2期(8月2日)◎軽自動車税全期(5月31日)◎国民健康保険税第1期(8月31日)・第2期(9月30日)◎介護保険料第1期(8月31日)・第2期9月30日)

問合せ 収納課収納係

保険・年金だより

国民年金保険料はお得な前納制度を

国民年金保険料を前納すると、毎月納める手間も省けるうえ、割引があり大変お得です。10月分から来年3月分までの6か月分の保険料を前納すると、毎月納める場合と比べて650円の割引となります。半額免除を受けている方は、320円の割引になります。

10月分から来年の3月分までの前納を希望される方は、社会保険庁からお送りした国民年金保険料納付案内書で10月31日までに最寄の金融機関あるいはコンビニエンスストアで納めてください。

国民年金保険料は納め忘れのない口座振替を

国民年金は老後だけでなく、万が一のときもあなたの生活を支えるものです。安心できる将来のために保険料は期限までに納めることが大切です。

そこで、納め忘れがなく便利で確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。指定された口座から毎月引き落とされますので納めに行く手間も省けます。

手続きは、預金通帳、届け出印を持参して金融機関、郵便局に届出してください。

問合せ 保険年金課保険年金係または立川社会保険事務所☎523・0351

㊣医療証をお持ちの方へ

㊣医療証をお持ちで市民税非課税世帯（住民票上の世帯員全員が非課税）の方は1か月の自己負担限度額が減額されます。

該当される方は「㊣限度額適用認定申請」をしてください。認定されますと「㊣限度額適用認定証」が交付されますので医療機関で受診をされる際は「保険証」、「㊣医療証」、「㊣限度額適用認定証」を併せて窓口にご提示ください。

1か月の自己負担限度額は一医療機関ごとに、通院の場合は12,000円が8,000円、入院の場合は40,200円が24,600円に減額されます。市民税非課税世帯の方でも申請をされないと適用になりませんのでご注意ください。

申請先 保険年金課老人医療係（市役所1階5番窓口）

申請に必要なもの 健康保険証・㊣医療証・印鑑

問合せ 保険年金課老人医療係

フレッシュランド西多摩臨時休館のお知らせ

定期点検のため、10月26日㈫を臨時休館させていただきます。問合せ フレッシュランド西多摩☎570・2626

URL http://www.nishiei.or.jp

三宅島島民の帰島に向け都民の皆さんの力強いご支援を！

三宅島島民の方々の避難生活が4年もの長期にわたる中で、島内の住宅は荒れ果て、家財道具も殆ど使用できない状況になっています。このような中で、三宅村は17年2月を目途に帰島する方針を決定しましたが、帰島後も当面は収入も安定せず、これまでの避難生活以上に厳しい生活を余儀なくされることが予想されます。

島民の方々の帰島の準備及び生活再建を支援するために、改めて都民の皆さんのご支援・ご寄付をよろしくお願いいたします。

問合せ 東京都福祉保健局
国民健康保険課☎03・5320・4164

《振込先》

受付機関名		義援金振込口座	
		口座名	口座番号
郵便振込	東京都	東京都島しょ災害義援金口座	00150-1-100220
	日本赤十字社東京都支部	日本赤十字社東京都支部	00130-5-7883
	東京都共同募金会	東京都共同募金会	00120-9-100250
銀行振込	東京都	みずほ銀行・東京都庁出張所 東京都島しょ災害義援金口座	(普) 2334133
	※(財)東京善意銀行	みずほ銀行・飯田橋駅前支店 (財) 東京善意銀行	(普) 549248

※(財)東京善意銀行に関するお問い合わせは、☎03・3235・1161

注)なお、郵便局及びみずほ銀行本支店における「窓口取扱い」には、振込手数料はかかりません。

公証週間（10月1日～7日）

東京法務局・東京公証人会

重要な契約や遺言は公正証書で都内45か所の公証役場では、いつでも無料で公正証書の作成に関するご相談に応じています。

お問い合わせは、お近くの公証役場（立川公証役場☎524・1279、八王子公証役場☎0426・31・4246など）か東京公証人会☎03・3502・8050へ。

ご存じですか　裁判員制度

国民の皆さんが刑事裁判に参加する制度です！

○平成16年5月に裁判員制度に関する法律が成立し、公布の日(平成16年5月28日)から5年以内に施行されます。

○この制度は、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

問合せ 東京地方裁判所総務課広報係☎03・3581・5411内線3131・3133※ホームページhttp://www.courts.go.jp/をご覧ください。

10月1日は「法の日」

法まもる　心が築くよい社会

10月1日は「法の日」です。「法の日」週間（10月1日～7日）行事として、東京三弁護士会所属の弁護士により、無料法律相談が行われます。

日時 10月7日㈭午後1時～午後4時（1人当たり30分程度を予定）

場所 八王子市クリエイトホール（八王子市東町5－6八王子市クリエイトホール5階）

申込み 当日会場にて先着順（相談に関する資料などを持参のこと）

※無料法律相談についての問い合わせは、第一東京弁護士会☎03・3595・8580へ。

自動車税の納付はお済みですか？

平成16年度の自動車税の納期限から4か月が過ぎています。

まだ納付されていない方は、早急に納付してください。

■全国の郵便局・次のコンビニエンスストアでも納めることができます。

サークルK、サンクス、セブンーイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン（50音順）

問合せ 東京都八王子都税事務所☎0426・44・1111（代）